

あらかじめ「質問」をお受けします

NEW!

労使紛争の実務対応セミナー

～ 労基署・労働局との向き合い方と、適切な“着地点”を探る!! ～

近年、解雇などの労使トラブルをきっかけに、労働者から労働基準監督署へ「労基法違反の申告」が相次いでいます。監督署が「法違反にはあたらない」と判断しても、申告者が納得せず、労働局の個別労働紛争解決制度へ持ち込まれる事例も増加しています。

一方で、事業主にとっては、「申告段階で和解すべきか」「個別紛争(あっせん)段階での解決を選ぶべきか」

という判断が非常に難しい状況にあります。さらに、申告者が刑事告訴に踏み切るケースもあり、紛争解決の「着地点」をどこに見出すかが、経営リスクの回避に直結します。

本セミナーでは、元労働基準監督官や元個別紛争担当官として数多くの案件に携わった講師(谷口 誠氏)が、行政の視点、公益委員の考え方、そして実務での対応ポイントをわかりやすく解説します。

突然の申告から、あっせん制度を経て解決に至るまで——。事業主の皆さまが迷いがちな場面での「判断の道しるべ」となるセミナーで、ご質問を次の要領で受け付けます。(あっせん模様の例は次頁)



1. 開催日時 令和7年12月4日(木) 13時～16時25分
2. 会場 エル・おおさか 南館 (大阪府立労働センター) 4階
3. 受講料金 (テキスト代含む)

会員※	7,700円	内訳【受講料	7,000円+消費税(10%)700円】
			(※大阪労働基準連合会・支部及び大阪府下の労働基準協会会員)
非会員	11,000円	内訳【受講料	10,000円+消費税(10%)1,000円】

適格請求書発行事業者の登録番号：T7120005015256

4. 申し込み方法等 当連合会のホームページをご覧ください。
5. 質問方法 本セミナー申込時に、「必要書類アップロード」画面で、講習日の3週間前までに、「質問書」(PDF)をアップロード願います。



【公式】LINEはじめました！
友だちになって最新情報をGETしよう



厚生労働省 大阪労働局長 登録教習機関<登録第1号>
公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階
TEL: 06-6942-7401 Hp: <https://www.daikiren.or.jp/>



あっせんの 模様 タイプ1



いくらならOKなの？



最低でも50万円



それ以下では駄目かな



はい、絶対50万

会社側の部屋に移動



いくらなら出せます？



目いっぱい30万円ですね



相手は最低でも50万円と言ってるのですが



どんだけ頑張っても35万円ですわ



ホンマにそれが上限？



それで納得してもらえなければ「不調」ということで結構です

労働者側の部屋に移動



35万円までしか出せないそうです



え〜？何とかしてくださいよ



あなたも譲歩しないとね、50万ならば無理っばいです



じゃあせめて45万円



無理やと思うなあ



じゃあ40万円それが駄目なら裁判やります

また会社側の部屋に移動



相手は40万円でないとなんか納得しないとのことで



ということは、どういうこと？



相手は40万円でないとなんか、裁判になるってことかな



ほな、38万円



もうええって！わしゃ八百屋か

質 問 書

質問者 氏 名	
連絡先	電 話 _____ メールアドレス _____
質問内容	

(注) 講習日の3週間前までにお寄せいただいたご質問（400字以内で簡潔に記載願います）につきましては、内容を整理のうえ、当日のセミナーの中で講師が匿名にて回答いたします。当日会場でのご質問については、すべてにお答えできない場合がありますので、予め「質問書」(PDF)をアップロード願います。